

平成22年6月24日

於 教育委員会室

平成22年6月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成22年6月大和市教育委員会定例会

○平成22年6月24日（木曜日）

○出席委員（5名）

1番	委員長職務代理者	青 蔭 文 雄
2番	委 員	山 田 己智恵
3番	教 育 長	滝 澤 正
4番	委 員	森 山 寛
5番	委 員 長	田 村 繁

○事務局出席者

教育部長	井 上 純 一	こども部長	吉 間 一 治
文化スポーツ 部 長	酒 井 克 彦	教育総務課長	堀 内 一 雄
学校教育課長	大 澤 一 郎	保健給食課長	浜 田 和 博
指 導 室 長	西 山 誠一郎	教育研究所長	名 取 正
青 少 年 相 談 室 長	松 岡 路 秀	こども・ 青少年課長	阿 部 通 雄
文化振興課長	北 島 滋 穂	生涯学習 センター館長	西 山 正 徳
図 書 館 長	井 上 克 彦	スポーツ課長	林 武 人

○書 記

教育総務課 政策調整 担当係長	飛 田 幸 人	教育総務課 政策調整 担当主任	坂 本 勝 敏
-----------------------	---------	-----------------------	---------

○日 程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事

日程第1（議案第27号）

日程第2（議案第28号）

日程第3（議案第29号）

日程第4（議案第30号）

大和市スポーツ振興審議会委員の委嘱について
平成23年度使用中学校教科用図書採択につ
いて

異議申し立てに対する決定について
民主的で適正な教科書採択の継続を願う請願に
ついて

- 7 その他
- 8 閉 会

開会 午前10時00分

○田 村
委員長

ただいまから教育委員会6月定例会を開催いたします。

会議時間は正午までといたします。

前会の会議録は署名委員の署名をもって承認されました。

今会の署名委員は、2番、山田委員、3番、滝澤委員にお願いをいたします。

続いて教育長の報告を求めます。

○滝 澤
教育長

まず、前月の定例会以降の動きについて。

3番目、第61回全国植樹祭。5月23日日曜日に秦野市の公園で開催され、そちらの会場に行ってきました。天皇、皇后両陛下をお迎えして、雨の中で実施されましたけれども、つつがなく対応できたということで、秦野市の対応は大変だっただろうなということを思いました。

10番目、県・市町村教育委員会教育長会議が6月1日の午後日程で、県立歴史博物館にて開催されました。この中で、県教育委員会からは前年度に引き続きいじめ問題、それから不登校の現場、それから神奈川県はワーストワンとなっている暴力行為の問題、その辺りの各市の対応について情報交換していくという取り組みの方向が示され、大和市の取り組みについても次回あたりに発信していくことになっております。

また、各市に回ってその状況について聞き取り調査を行うということも強い姿勢として打ち出されておりました。

大和市としても大きな教育課題ですので、取り組みを強化していきたいと思った次第です。

14番目、臨時小・中学校長会。6月21日に緊急にお集まりいただきました。小学校教員が自宅で盗難に入られたという被害があり、その中に学校から持ち出した子どもの個人情報の一部がありました。個人情報の取り扱いについて再発防止ということで、各校長に指導、指示といった対応をいたしました。

15番、桜丘小学校の給食試食会。これは市長、私、教育部長、関係者で、子ども達と一緒に給食を食べました。これは、今週月曜日から米飯給食が2回から4回実施するというところで、学校の子どもの様子、

メニューの問題、教員の指導の様子など、実際に子ども達の中に入って試食をしながら様子を聞いてみようということでした。

私が入ったグループでは、子ども達が米飯給食を期待していて、肯定的な評価が高かったです。もう一つ、はしを導入していますが、子ども達は“はしの使い方”が大変上手でした。「教育長さん、こういうふうを使うんですよ」と4年生の男子が私に教えてくれました。黒板を見ると、はしの使い方として、「上のはしを1本動かす」とあり、学校現場では大分きめの細かい指導場面を設けていました。米飯給食を一つの機会に、子ども達の食育に力を注いでいかなければということについて意を強くして帰ってきた次第です。

以上、動きについてお話ししました。

続いて、第2回定例会市議会が昨日終わりました。一般質問は、6月16日、17日、18日と3日間あり、教育行政関係の質問をされた議員は8名ほどいらっしゃいました。これについてご報告をします。

はじめに、古木議員より、教育問題として、携帯電話の所持、学校給食、道徳の授業で活用する心のノート、この3点についてご質問がありました。

まず、21年度実施の調査では、市内小学生の携帯電話所持率は小学校4、5、6年生で35.7%、中学生で平均68.1%であること、それから学校への持ち込みは原則禁止にしているということと、保護者からの申請で許可している学校もあるがその場合は教員に預けること、校内での携帯電話の使用は一切認めていない、とお答えしました。

それから、将来の高度情報化社会に生きていく子ども達のことを考えると、一事的な規制に頼ることではなく、子ども達自身が携帯電話を使用する際に適切な知識や熟読性を身につけることが大切だと考えているため、市教委としては保護者や教職員向けの研修の開催、啓発資料の提供し、また、学校では企業協力や警察署の方の講演をいただく等、子どもや保護者向けの情報モラル教育を推進しているとお答えしました。

学校給食については、米飯給食の回数拡大は21日から週4日になるにあたり、野菜や魚を中心とし、栄養バランスもとれた献立もでき上が

り、順調に進んでいると。また、米飯給食の回数拡大とはしの使用によって、和食の献立が増え、日本の伝統的な食文化や食習慣を学ぶことができ、さらに、地産地消の推進という理解も深まり、教育的効果が大きいと答えました。

給食費の未納状況については、21年度の未納率が0.63%であり、20年度と比較して0.07ポイント、わずかですが減少していると答えました。また、子ども手当支給に合わせた未納対策についてお尋ねがあり、子ども手当支給時期に文書等によって学校給食費未納の督促を予定しており、手当と給食費引き落としを同一口座にするよう保護者に協力を求める通知書も考えていると。ただし、これは強制力がなく、保護者をお願いという形になります、と答えました。

最後に、心のノートの配付廃止について大分心配されていましたが、本市では道徳の副読本を教育委員会が購入し、児童に配付しており、心のノートは副読本と合わせて活用しております。事業仕分けによって、心のノートはインターネット上での掲載となり、各学校で印刷して活用することになりますが、必要に応じて活用できますので、道徳教育の推進という意味では支障がないと答えております。

次に、三枝議員より、学校での子どものメンタルヘルス対応について質問がありました。大和市では小・中学校に設けてある相談室に、相談員やスクールカウンセラーを派遣していること、それから外国児童・生徒の教育の充実についてというお尋ねに対しては、外国人児童・生徒教育相談員を各学校に派遣して、家庭訪問や面談時の通訳、通知表・学校だよりを翻訳しています。また、日本語の個別指導のために日本語指導員を派遣し、さらに小学校9校、中学校5校に国際教室を設置しています。中学校においては進学、就学指導に相談員やボランティアが受験指導などをし、一人一人のニーズに対応していると答えました。

次に、窪議員からは大きく質問が2つありました。

まず、戦争を賛美する「新しい歴史教科書」の検定合格と教科書採択方法について、そして教科書の改善についての県通知と県教委の採択方針の内容などについて、主な点をお話しします。

県教委の採択方針では、新しい観点として教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連や神奈川教育ビジョンとの関連が盛り込まれる一方、内容の正確性の項目が削除されたけれども、その採択方針を市ではどのように参考にするのか、また採択日程と採択検討委員会の手続きや、採択方法はどのようになっているかというご質問がありました。

文部省からの通知に則って公正、適正に採択すること、大和市教科用図書採択方針を決定しており、この中で教科書採択は神奈川県教育委員会の方針に基づくことと明記していること、2週間の教科書展示を行うこと、数回の調査委員や採択検討会を開き、その後、教育委員会に付議する流れになっていると答えました。

それから教育基本法改正の見解についてお尋ねがあり、教育基本法は憲法にのっとり、我が国の教育及び教育制度全体にかかわる基本理念と基本原理を鮮明にすることを目的に制定されていると。教育関係諸法令制定の根拠となる教育の基本を確立する法律であり、教育を取り巻く状況の変化とそのことにより生じた様々な教育課程に対応するために制定から60年を経た教育基本法の将来を見越した見通しをも行った結果、改定されたものと認識しているとお答えしました。

次に、荻窪議員より、子ども達の外遊びの必要性和今日の現状をどのようにとらえているかという質問がありました。

外遊びは体力の向上につながることや、規律や相手に対する思いやりなどの社会性や人間性、コミュニケーション能力を身につけること、自然との関わりが持てるなど、子ども達の社会性が育っていくものだという事で、仲間づくりの環境整備が必要であると答えました。

また、現在、草柳小学校、南林間小学校で、放課後子ども教室を実施しており、その中では子ども達が外遊びとして、具体的にはドッジボールやサッカー等校庭で自由に遊んでおり、今後さらに拡大していく予定だということもお答えしました。

次に、中丸議員より、新しい学習指導要領に対する教育長見解、それから授業数の確保、それから児童の基礎体力について、この3点のご質問がございました。

私の見解としては、子ども達に求められているのは学習意欲の向上であり、国際的な調査であるPISA型調査によると、日本の子ども達の学習に対する姿勢の弱さが指摘されていると。今、なぜ学ぶのか、学習したことが自分にとってどのような意味を持つのかといった、子ども達の問いに我々が正面から取り組むときに来ていると。言語活動の重視と、知識、技能の活用力の育成、道徳教育、体育、健康に関する道徳の指導の充実が改訂の要点であると。改めて知と武、体の調和が強調されているという見解を述べました。

授業時数の確保については、授業時数が増えることに対応するために、今年度は小・中学校の代表者による教育課程検討プロジェクトチームを組織して、児童・生徒の実態に最も適した時数確保の方法について検討を重ねているところだと答えました。

基礎体力については、神奈川県同様に児童・生徒の体力向上が課題の一つであると捉えており、学習指導要領で体育の時間が増加することの効果に期待していると、県教委が作成した健康体力づくりのハンドブック、また、体育の副読本を活用し、さらに本市の教育研究会体育部会で行っている体力づくりの研究や休み時間の全校運動の取り組みなどを各学校に広げていく、そういう働きかけをしていくとお答えしました。

次に、高久議員から、教育条件整備と小・中学校の規模と通学区について、それから特別支援学校と特別支援学級について、ご質問がありました。

1点目については、北大和小、大和小は大規模校であり、通学区域の弾力的運用によって、学校規模の適正化を図っているけれども、現時点では小学校の新設は考えていない。しかしながら、北部と中部の一部の小学校については、地域の造成等により、児童数の増加が予想されることから、今後、児童数等の推移には十分注視しながら通学区域の弾力的運用についても見直すことが必要になると考えていると答えました。

2点目では、神奈川県の特設支援学校は定員を大きく上回っており、過大規模校化の問題に直面していると。県立高校内に特別支援学校の分教室が設置されるという状況にあり、これは大和東高校になります。本

市在住で近隣の特別支援学校の就学者数は、小学部 8 名、中学部 27 名、高等部 85 名の合計 150 名で、18 年度に比べて約 1.6 倍という数字になっております。それから市内の通級指導教室「ことばの教室」は、草柳小と渋谷小にあります。利用者が年々増加してきているため、新たに設置する必要になってきている現実があると答えました。

それから、相談体制については巡回チームが今活動しているということ。それから、県立の特別支援学校については、誘致を強く要望していくと答えました。

最後に、岩崎議員より、水辺の環境とかかわる学校での環境教育への取り組みということで、下福田中学校の蛍の飼育の取り組みを紹介し、福田小、引地台小の地域の方々と一緒に清掃活動をする引地川クリーン作戦の紹介、また、引地台小や草柳小などでの川の水質検査、水生生物の調査の学習など、地域の方に指導していただきながら、学習の幅を広げていく。また、交流することで、地域の一員としての自覚が生まれくるということで、環境教育を継続して発展させていきたいというような答弁をさせていただきました。

取り急ぎお話しさせていただきましたが、詳しくは議会の議事録が出ますので、そちらをご覧くださいとわかると思います。以上です。

○田 村 教育長の報告が終わりました。質疑等、ありましたらお願いします。
委員長 (「ありません」の声)

○田 村 ないようですので、教育長の報告に対する質疑を終了いたします。
委員長

◎議 事

○田 村 それでは、議事に入ります。
委員長 日程第 1 議案第 27 号「大和市スポーツ振興審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

細部説明を求めます。林スポーツ課長。

○林 本市ではスポーツ振興法の規定により、現在 10 名のスポーツ振興審
スポーツ 議会委員を委嘱しています。このうち高橋輝久委員及び清水洋一委員が

課長 辞任をされました。そこで、後任者といたしまして、鈴木健司委員と稲本隆委員を委嘱したく、ご審議をお願いするものです。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間となりますことから、平成22年7月1日から平成23年5月31日までとなっております。

なお、委員の選任に当たり、市長への協議につきましては、平成22年5月31日付で同意を得ております。以上です。

○田村委員長 細部説明は終わりました。
特に質疑、ご意見等はございますでしょうか。

(「ございません」の声)

○田村委員長 同じ推薦母体から交代でお願いするということだそうです。
それでは、質疑を終結いたします。

これより議案第27号の採決をいたします。

本件に関してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○田村委員長 異議なしということですので、議案第27号は可決いたしました。
続いて日程第2 議案第28号「平成23年度使用中学校教科用図書の採択について」を議題といたします。

細部説明を求めます。西山指導室長。

○西山指導室長 まず、教科用図書の採択について簡単にご説明いたします。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に、政令で定める期間、毎年度種目ごと、つまり教科ごとに一つの教科用図書を採択するものとあります。この政令で定める期間については、同じく義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条の第1項に同一の教科書を採択する期間は4年とするとあります。このことから、教科書は4年間毎年同じ教科書を採択し、使用していくこととなります。

中学校教科用図書につきましては、昨年度教育委員会において採択していただきましたので、本来は平成22年度から、平成25年度までの4年間が同一の採択期間となります。

ただし、教科書はおよそ10年毎に改訂される学習指導要領の実施に

あわせ、本格的に調査し、採択されます。中学校は平成24年度より新学習指導要領が全面実施されることから、今回採択していただく教科書は平成22年度と平成23年度のみ同一のものを採択していただくこととなります。以上のことから平成23年度使用中学校教科用図書採択をお願いするものであります。

なお、平成23年度使用中学校教科用図書一覧表が資料としてありますので、ご覧いただければと思います。以上です。

○田村
委員長

細部説明は終わりました。

質疑、ご意見等がございましたらお願いをいたします。

(「特にありません」の声)

○田村
委員長

それでは質疑を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

本件の議案に対し、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○田村
委員長

異議なしということですので、議案第28号は可決いたしました。

続いて日程第3 議案第29号「異議申し立てに対する決定について」を議題といたします。

細部説明を求めます。西山指導室長。

○西山
指導室長

平成21年12月24日付で大和市情報公開審査会に諮問しました行政文書の一部公開決定に対する異議申し立てについて、平成22年6月7日に答申がございました。異議申し立てに係る行政文書は平成21年度全国学力学習状況調査の調査結果についての、1. 大和市の小・中学校の科目別平均正答率についてでしたが、審査の結果、本件異議申し立てに係る本市の小・中学校科目別平均正答率は公開すべきであるという答申をいただきました。

この内容としまして、まず異議申し立ての中で、手続上の瑕疵について提起されていましたが、これにつきましては本件情報公開請求に対する決定に関する処分は極めて重要な文章の公開などであって、本来教育委員会に付議されるべきであったとしても、今回教育長の専決処分としたことが、今直ちに教育長の権限の濫用とまではいえない。よって、今

回の本件処分には、手続上の瑕疵は認められないという判断をいただきました。

また、本市の小・中学校の科目別平均正答率を開示することにつきましては、市民の知る権利が日本国憲法第21条に根拠を持つという重要性があること、今回求められている一部非公開とした情報は、大和市の小・中学校の全体としての平均正答率であって、決して各学校名を明らかにした数値でもなければ、学校別の数値を求めているものではないこと、さらには既に市町村での平均正答率を公表している市町村が少なからずあるが、そこで生じたという具体的な弊害の主張・立証はないことなどを理由に、本件異議申し立てに係る大和市の小・中学校科目別平均正答率は公開すべきであるという判断をいただきました。

決定書をご覧ください。主文、平成21年度全国学力・学習状況調査の調査結果について、本市の小・中学校の科目別平均正答率を開示する。判断としまして、開示することは当該事務または事業の構成または円滑な実施に支障を及ぼす恐れがあるものとはいえない状況に変化してきていること、を挙げております。以上です。

○田村
委員長

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等がございましたらお願いをいたします。

森山委員。

○森山
委員

この情報公開審議会の審議結果とその理由は、市民の知る権利の方が行政の都合より上意概念にあるということをも明快に示したという意味では大変説得力ある、妥当なものだと思いますので、私はこの決定で問題がないと。このような決定をするのは妥当であると考えます。

○田村
委員長

他の委員はいかがでしょう。

青蔭委員。

○青蔭
委員

私も文面を考えさせていただきまして、このようなことになる時代になったのかという感を持っており、こういうことになることに対する妥当性を言ってもらったものだと思います。

○田村
委員長

山田委員。

○山 田 委員
今回、公開することに関して支障を及ぼす恐れがあるものかどうかというのですが、バランスから考えて支障がないと思いますので、賛成したいと思います。

学力検査につきましては、調査結果の分析評価、また、その対策を学校ごとにしっかりと受けとめていただいで、対策を立てていただきたいと思います。また、教育委員会の方でも学校ごとにどのように今後対策を立てていこうとされているのかということを知っていききたいと思いました。

○田 村 委員長
滝澤教育長。

○滝 澤 教育長
この審査会の結論については、私も概ね妥当かと思っており、開示という方向で良いと思っております。

ただし、本来この学力状況調査というのは、基本的に子どもの学力を知り、そしてまた個々の子どもに指導するために生かすと。子どもの学力というのは、学校での勉強もそうですが、その条件整備をする中では家庭の教育力も影響しますし、ひいては地域の方達が、子ども達の育ち、学び、それから学力の向上ということへ、どのような働きかけをしていくのかというようなことを考えていきますと、開示をして、そして周知をしていただいで、その市民の方が子ども達に対し、自分たちが何をできるのかというようなことを発信していくためには必要なことであるという考えに至りました。

開示されている中で、学力の高い県や地域を見てみますと、やはり地域の方々のバックアップ体制というのが相当しっかりしています。ただこの結果を開示して終えるのではなく、それを見ながら、では身近にいる子ども達が、地域の方が、その開示を見ながら子ども達に自分ができることは何かというような意識を持って考えていただきたいと。

そういう趣旨で考えていくと、開示していく必要性があるのかという思いに至りましたので、この決定に従っていくのもいいかと思います。

そのようなことを感想として持っています。 以上です。

○田 村 概ねこれを受けてよしということの意見が多いようでございます。
委員長 これより議案第29号を採決いたします。
本件の議案に対し、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○田 村 異議なしということですので、議案第29号は可決いたしました。
委員長 続いて、日程第4 議案第30号「民主的で適正な教科書採択の継続
を願う請願について」を議題といたします。
請願ですので、直ちに審議に入りたいと思います。
質疑ご意見等ありますでしょうか。

山田委員。

○山 田 請願書を読ませていただいたのですが、請願事項の中に教科書を直接
委員長 使って教える教師達の意見や市民の意見が反映される民主的で適正な教
科書採択をされるよう請願いたしますとございました。そのことに関し
まして、教師達の意見や市民の意見をこれまでアンケート等で伺って
いたかと思うのですが、具体的にどのように反映する手続をしているか、
確認のために教えていただけますでしょうか。

○西 山 まず教員につきましては、教科書展示会の方に学校から来ていただ
指導室長 き、教科書を吟味した中で意見を各学校に持ち帰っていただき、アンケ
ートという形で出してもらっています。このアンケートは、複数ある教
科書会社の中で、どれが一番ということではなく、観点を設け、教科書
の特性として該当するところにマルをつけていただくものとなっております。
それにより、教員の意見や考えを吸い上げ、それを採択検討委員
会に資料の一つとして提出しています。

また、市民につきましても同じように教科書展示会のところでアンケ
ート用紙を用意しており、教科書をご覧いただいた後でアンケートを書
いていただき、それを集約し、採択検討委員会に提出するという形にな
ります。

それから、市民、教員の意見の反映といたしましては、採択検討委員
会にも教員の代表、それから市民の代表ということでメンバーの中に入
っていただき、採択検討委員会の中にも十分考えなどを出していただ

るようなシステムがあります。 以上です。

○山 田 委員
私も去年初めて参加させていただきまして、資料としてアンケートなど、いろいろと見せていただいた記憶がございましたので、今、お聞きいたしました。そういうことで、教師のご意見や市民の意見を参考にさせていただいて、選ばせていただいたという記憶がありますし、今年もそのように公正にやっていきたいと思っております。

ただ、毎年こういう形で行っているということで、あえて請願事項で「反映される採択をされるよう請願いたします」という、その「反映される」という言葉が少し強い表現ではないかと思われましたので、「参考にさせていただきます」と、私は感想として思いました。

○田 村 委員長
ほかの委員はどうですか。

森山委員。

○森 山 委員
この請願を読ませていただきましたが、私は教育委員になりたてであり、教科書採択は初めてですので、実のところやや戸惑っております。この請願書は具体的に何を要求されておられるのかということについて、私としてはやや理解がいかないという感じがいたします。

むしろ、常識的で当たり前のことをおっしゃっているに過ぎず、特に理由の中に、「大和市におけるこれまでの採択において、何ら格段の不都合や問題点があるとは考えられない」と書いておられますから、具体的に教科書採択に関する大和市のやり方をこのように変えろという請願ではないように思います。

今回大和市の教科書採択について、教育委員会としては従来のやり方を変えるというつもりはないはずでありますから、この請願は誠にごもつとも、おっしゃるとおりにいたします、というふうに素直に受ければいいと考えております。

○田 村 委員長
青蔭委員。

○青 蔭 委員
先ほど山田委員もおっしゃっていましたが、去年参加させていただきまして、教科書を何十冊か拝見させていただきました。

先ほど指導室長からお話があったとおり、民主的に一生懸命皆さんの

考えの中で教科書を選んできました。

委員長を初め、これまでの教育委員の方々も生徒のために、偏った思想がないように、史実は史実として伝えていきたいという思いで教科書を選ばれてきました。そのため、委員長を初め一生懸命しておりますのに、何故今さらこのようなことが起こってくるのかなということ、違和感があるような気がしてなりません。

委員長初め本当に心身、大和市民を担う生徒たちに、よき教科書を選定するというこのために努力をさせていただいておりますので、今さら請願書を出されて、「しっかりしろよ」と。激励と思えばいいのですが、私は逆に違和感を覚えた気がいたします。

○田 村
委員長

滝澤教育長。

○滝 澤
教育長

大和市教育委員会はこうした基本姿勢で採択手続を行ってきましたという、今までの教育委員会の採択方針については肯定的に捉えていらっしゃる方が、ここでこれを出さなければいけないということがよくわからない。それだけ信頼していただいているならば、請願をわざわざここに出すということではなく、我々の方にそれだけ評価があるならばお任せいただきたいということで考えると、そこを超えてその請願をさらに出さなければいけないというところが、深読みするわけではありませんが、違和感を覚えます。

他市の状況を見ましても、教科書採択は静謐な環境をつくって採択していくという、そういう部分を意識して対応しており、教科書採択については請願ということがどうなのかということで、対応が各市ばらばらであります。そういうことで考えますと、これは教育委員会で公正に、しかも誠実に教科書採択をしていくという、そういう手続をきちんと踏んでいるという前提があって、各市でもそういう判断をされているのではないかと思います。これもできたら我々で任せいただければというようなことを思いますので、私自身、正直なところこの請願の手続を採択するか、しないかについて苦慮しています。 以上です。

○田 村
委員長

教科書につきましては、いろいろな思いがある方が、いろいろな意見

を言われます。

私どもも、これまで中学校の教科書に関わりましたが、いろいろな方がこういった請願を出され、対応に苦慮してきました。自分達は公平にできるだけ選ぼうと言うのに、あれこれと書いてきつく言われるのは非常に心外ということもございます。

教科書を使って教えている教師達についても、いろいろな考え方を持っている教師がおります。それから、私も市民の一人ですけれども、市民の方もたくさんいらっしゃいます。だから、私は余り市民という言葉簡単に使っていたきたくないと思っています。

この請願については、言っている意図はわかります。私どももそういうつもりで今までもやってきたし、これからもやっていきたいと思っています。例えば、請願理由の下のほうで、いろいろ認めていただきながらもあえて大和市教育委員会、独立した自治体のところに異議をつけると非常に違和感を持っています。自治性・自律性を守り民主的で適正な教科書採択、例えば横浜市では教育委員が自治性・自律性をもって、教科書を選ばれたと思っていますが、それについて異議の声が上がったと考えています。そういったことを考えると、私どもはできるだけ、自分の政治信条や思想、信条だけではなくて、いろんなことを考えながら、今までも教科書を選んできたし、これからも選んでいきたいと思っているのに、あえてここでだめ押しみたいなことを言われることは非常に心外であり、未だにこんなことを言われるのかということも率直にあります。

懸念されている趣旨は十分わかっておりますので、これを即採決というには抵抗感を持っていますので、困っています。

森山委員。

○森山
委員

委員長の思いを今おっしゃられましたが、私は、全ての行政に対する様々な意見や要求、請願といったようなことは、市民である方々の当然の権利であって、我々は公平、公正に私心なくやっていると思っても、まだまだ足りないと、もっと自治性・自律性を守って民主的にやれというような声があるのは、真摯に受けとめるべきだと思います。

やっている本人としては、「俺はこんなに一生懸命やっているのに、何を今さら、まだ言うのか」というような気持ちもわからないではありませんが、行政をやる立場にある者としては、そういう批判や声、要求といったようなことに常に晒されているわけで、それをもって、この請願を否定的に受けとめる理由には、私はならないのではないかと思います。

○田 村 委員長
委員長
青蔭委員。

○青 蔭 委 員
委員
私は否定的ということではありません。私は同じ市民として、とてもうれしく思っております。また同時に、よき子ども達を育てたいと、偏った思想、方針、理念ではなくて、より公正にして公明な人間をつくりたいということに対する、我々に対しての檄文だと思っております。

また、教育委員だけではなく、その前に数多の方のご意見があつて、教科書を選定するわけですし、そういうことを今ご説明いただきました。また、以前の委員の方々も縷々ご説明があつたと思いますが、その中で、まだあえてこうすることが、いささか残念という気もいたしています。

要するにこれに対して私は否定的ではありません。これもありがたいなと思う反面、我々、教育委員だけでなく、もう少し大勢の方々がこういうことに関係を持って、努力をしていただいていますので、ぜひそういうところを認知いただきたいかという感がいたします。

○田 村 委員長
委員長
この文面のとおり、受け取っていいのではないかという委員の方と、否定するわけではないけれども、書かれている文言、姿勢に若干疑問を感じるというようなこともあつたように思います。

ほかに意見ございますでしょうか。

○滝 澤 教育長
教育長
少し整理をしたいと思っておりますので、休憩をとっていただけませんか。

○田 村 委員長
委員長
ただ今、教育長から休憩をとって、私たちが少し整理したいということですので、10分ほど休憩といたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

- 田 村 委員長 予定を5分ほど過ぎてしまいましたが、ただ今から再開いたします。では、今の件についての話をこれからまとめていきたいと思っております。ご意見等ございますか。
- 教育長。
- 滝 澤 教育長 定例会の中で、また休憩の中でも議論しましたけれども、採択に対してはそれぞれの委員の意見があります。私の意見は山田委員に似ている部分がありますが、基本的には市民の方が出してきたこの請願の文書については、何ら問題のないような感じにも思える部分もございますが、教員や市民の意見を反映してというところが気になります。
- 採択する中で、学校票の復活などといった動きにならないとも言いきれないところもございます。気持ちとしては理解できる内容は多々ございますけれども、これをそのまま採択にするかどうかということについては考えてまいります。先ほども苦慮という言葉を使わせていただきましたけれども、判断に迷う部分がございます。
- これまでの討論の中でもいろいろな意見が委員から出されていることでもありますので、本請願については、この審議で留めるという動議を出させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。
- 田 村 委員長 教育長からこの審議を留めるという動議が提案されました。この動議について審議することよろしいでしょうか。
- (「はい」の声)
- 田 村 委員長 それでは、今、教育長が出された動議を審議したいと思います。この動議についてお考えがあればおっしゃってください。
- 森山委員。
- 森 山 委員 私は先ほども申し上げましたとおり、この請願について、文面から見て、特段採決しない、採択しない、請願を受けつけないといったような理由は見当たらないと思っております。文面から見ると極めてリーズナブルな市民の請願であると。それを採択しない理由はないと考えております。
- 田 村 委員長 山田委員。

○山 田 委員 私もこの文面を見る限りにおきまして、公正で民主的な、適正な教科書採択をしていくということに関して、何の異議もありませんが、先ほども申し上げましたように、こういうふうに適正であると言っている中で、あえて教師たちの意見や市民の意見が反映される採択を請願いたしますと来たことに、多少の不安がございますので、教育長の留めという動議に賛成をいたします。

○田 村 委員長 青陰委員、いかがですか。

○青 陰 委員 熟慮を重ねまして、お2人のご意見ももつともなご意見ですし、求めている先は同じかと。大和市の子ども達、生徒達に良きもの、偏っていないものを提供して、大和市を担う大人を育てようということの趣旨は誠に同一かと思えます。

ですが、ご意見はご意見として拝聴して、ここで採択をするということではなく、留めて、また、この皆様のお気持ちを真摯に受けとめまして、これから教科書に対して真摯に、何ら心乱すことなく、生徒のために良きものを選ぼうという固い意志をまた深めましたので、ここは留めておくという判断かと思えます。

○田 村 委員長 それでは教育長の動議について、賛成か否かの挙手をお願いしたいと思います。

動議案に賛成の委員の方、挙手願います。

賛成多数で、動議案が承認されましたので、この請願については留めということにさせていただきます。

委員長として、この趣旨は十分理解しておりますので、それだけは申し添えておきたいと思えますので、よろしく願います。

◎その他

○田 村 委員長 それでは続いてその他に入ります。

各課で報告事項がございましたら、報告してください。

まず、夏休み子どもまなびやの実施について、西山指導室長。

○西山
指導室長

この「まなびや事業」は、平成15年度にスタートいたしまして、今年度で8年目となります。この事業の目的は、「地域の人々とのふれ合いにより地域社会の一員としての自覚を高めること」、「個別の支援により学習意欲や学び方を見につけること」、さらには「地域の中で児童を育てようとする意識の高揚を図る」といったことが挙げられます。

対象は大和市内に在住の小学生で、市内に20館あります、コミュニティーセンターを会場に行います。期間は夏休み前半の7月下旬で、3つの区部に分かれて実施いたします。各区部とも2日間行い、時間は午前10時から12時までの2時間とします。

参考までに、平成19年度から平成21年度までの参加者数を示しておりますが、参加児童数は年々増加をし、昨年度は延べ1,267名に上っております。一方、ボランティアの参加者数は残念ながら少しずつ減少しております。この理由としまして、以前は学生のボランティアにかなり参加いただきましたけれども、最近、大学が7月下旬まで授業等を実施していることから、その参加が難しくなっているという現状がございます。

そういったところで、今年度も退職校長会、青少年指導員、それから大和市子ども会連合会などの関係団体のご協力、また、地域の方々のご協力、それから学校の教員にご協力をいただきながら、できるだけ多く子ども達に参加してもらいたいと考えております。以上です。

○田村
委員長

8回目になりますが、私も最初から関わっております。最初はボランティアの方が多かったです。「ボランティアの方が夏休み、子どものためにこんなことをやっているのに、学校の先生は何をしているんだ」という声が上がって、2年か3年ほどして、現場の教員が多く顔を出すようになりました。そうするとまた困ったことに、要するに自分の学校の先生が来るわけですから、学ぶ場所が学校からコミセンに変わっただけで、何となくもう学校の雰囲気になってしまいました。それで何となくボランティアの方がそこに入りにくくなってきました。

だから、そのせいかどうか知りませんが、ボランティアが減って、現

場の先生方の数が増えました。本来なら市民の方にはたくさん来ていただいて、教員はむしろ一步下がって見てもらいたいと思います。

自分の学校の校区のコミセンではなくて、自校区ではないコミセンに行って、他の学校の子どもの様子を見て欲しいと希望したことがあります。また、昔は高校生も見えていました。若い子がいいと思いますが、ぜひ今後そういう方向で続いていくことを願っております。

特にこのことについてご意見、ご質疑がなければ次に行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○田 村
委員長

では非行防止講演会について、松岡青少年相談室長。

○松 岡
青少年
相談室長

非行防止講演会は、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」である7月に青少年の健全育成に対する理解や非行防止の気運高揚のために毎年実施しているものです。今年度は神奈川県警本部の少年相談保護センターの阿部敏子所長をお招きして、『今どきの子どもに起こっている問題と対応』という演題でご講演をいただきます。

講演に先立って、大和警察署の少年係長から大和市内の非行少年の検挙件数や不良行為少年の補導状況についてもお話をいただき、これらに対する対応策も含めてご講演いただくことになっております。

日時は7月3日の土曜日、10時から、会場は大和市勤労福祉会館3階ホールで実施いたします。委員の皆様にもご参加いただければと思います、ご紹介させていただきます。

○田 村
委員長

続いて、文化スポーツ部の所管施設に係る指定管理者の選定について、北島文化振興課長。

○北 島
文化振興
課 長

文化スポーツ部の一部の所管施設につきましては、市民サービスの向上と、コストの節減を目的に公共施設の管理運営を、民間の会社や財団等に委ねておりますが、18年度から指定管理者制度を導入しまして、今年度一杯で5年間の指定管理期間が満了いたします。来年度から新たに5年間の指定管理者を定めるにあたり、現在その手続きを進めておりますのでご報告いたします。

対象施設は、文化財施設であります郷土民家園、それからスポーツ施設でありますスポーツセンター以下、記載のとおりです。なお、つきみ野野球場や引地台野球場は都市公園の施設条例で位置づけられておりますので、そちらは環境農政部で選定を行うことになっております。

なお、指定管理期間は今申し上げた5年間です。指定管理者の選定方法は、公募いたしまして、それぞれ応募されてきた中でプレゼンテーションやっただいて、選考するという形です。選定委員は、ここに記載をいたしました、6名によって行うということになっております。

現在、公募委員の方は1名の方だけ応募があり、6月22日に面接を実施しております。もう1名公募にいらっしやらなかったもので、こちらは施設的に多いスポーツ関係のスポーツ振興審議会の委員から1名お願いするという形で進めております。

選定までのスケジュールですが、8月2日から9月10日まで、指定管理者の公募をいたします。9月22日に今申し上げた選考を行いまし、内定をした後に12月議会に諮っていきます。教育委員会にもご審議をお願いするというような予定をしております。以上です。

○田村
委員長

予定されたものはこの3件ですが、ほかに何かございますか。

○森山
委員

このスポーツ所管施設に係る選定について、この指定管理者の選定は公募ということになっていますが、応募の何か条件はありますか。

○北島
文化振興
課長

応募は幾つか条件があり、従来ですと、こういった指定管理の経験をしたところといった条件をつけておりましたが、実際にはこの選定委員の中で、7月に募集要綱等の検討を行い、この中で細部について検討していくこととなります。

○森山
委員

選定委員が20日に決めるということですか。

○北島
文化振興
課長

応募の条件といったものは、従来のものでベースにはなるとは思いますが、選定委員会が決めてまいります。

○森山
委員

私がそういうことを聞く一つの理由は、指定管理者制度そのものがある程度競争的な環境をつくることによって、レベルが高く、コスト

パフォーマンスの高い管理をしていこうということだったはずなので、より広い競争ができるような応募の条件にすべきではないかと思っております。ぜひご配慮をいただければと思っております。

○北 島 承っておきます。ありがとうございます。

文化振興
課 長

○田 村 ほかに質疑等よろしいでしょうか。

委員長

◎閉 会

○田 村 特にないようでしたら、7月の会議の日程をお知らせしたいと思います。7月の定例会は7月22日木曜日、午前10時からを予定いたしております。

委員長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて教育委員会、6月定例会を閉会といたします。

閉会 午前11時16分

上記会議の顛末を証記し、その相違ないことを証し署名する。

平成22年6月24日

署名委員

署名委員

書 記

書 記